

第65回 招集ご通知

定時株主総会

信頼される安心を、社会へ。

SECOM

日時 2026年6月26日(金曜日)
午前10時
※受付開始 午前9時

場所 東京都港区赤坂1丁目8番1号
赤坂インターシティAIR4階
赤坂インターシティコンファレンス
the AIR
開催場所が前年と異なります。
「株主総会会場ご案内」をご参照の
うえ、お間違いのないようご注意
ください。

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

<株主提案>

- 第4号議案 資本コストや株価を意識した
経営の実現に向けた対応に関
する定款変更の件
- 第5号議案 定時株主総会の基準日に関す
る定款変更の件

目次

第65回定時株主総会招集ご通知	……P. 1
株主総会参考書類	……P. 5
事業報告	……P.24
連結計算書類	……P.45
計算書類	……P.47
監査報告書	……P.49

当日ご出席されない株主様におかれましては、
郵送またはインターネット等による事前の
議決権行使をお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年6月25日(木) 午後6時まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産の
ご用意はございません。

セコム株式会社

証券コード 9735

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号

セコム株式会社

代表取締役社長 吉田 保 幸

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトのそれぞれに「第65回定時株主総会招集ご通知および株主総会資料」および「第65回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.secom.co.jp/corporate/ir/stockinfo06.html>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにてご覧いただく場合には、銘柄名（セコム）または証券コード（9735）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただきますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない株主様におかれましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、郵送またはインターネット等により、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|------|--|
| 1. 日 | 時 | 2026年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区赤坂1丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4階
赤坂インターシティコンファレンス the AIR
(会場が前年と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内をご参照
いただき、お間違いのないようご注意ください。) |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第65期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

<株主提案>

- 第4号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する定款変更の件
- 第5号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- ①議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法によりご通知ください。
- ②書面（議決権行使書）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ③インターネットによって、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ④ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以上

-
- ・本招集ご通知につきましては、書面交付請求をされた株主様にご送付する交付書面を、すべての株主様に対してご送付することとしています。
 - ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりませんので、本招集ご通知1頁に記載のいずれかのウェブサイトをご確認ください。

- ①事業報告のうち、業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
- ②連結株主資本等変動計算書 ③連結計算書類の連結注記表
- ④株主資本等変動計算書 ⑤計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査した事業報告には、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記①の事項が含まれ、また、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記②、③、④および⑤の事項が含まれます。

- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、本招集ご通知1頁に記載の各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

(お願い)

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら、株主様にご送付する本招集ご通知に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



インターネット等による議決権の行使の場合

行使期限 **2026年6月25日(木曜日)午後6時まで**

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

● QRコードを読み取る方法

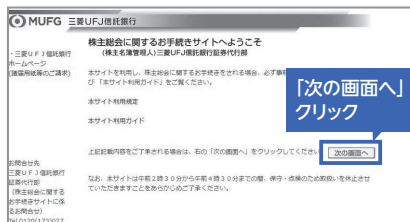


議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」をスマートフォン等で読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

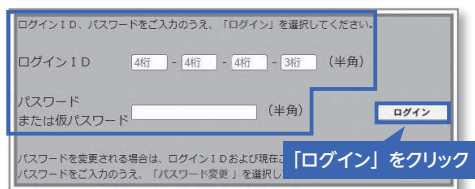
● ログインID・仮パスワードを入力する方法



① 議決権行使サイトにアクセス
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)



② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は、画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使
に関するお問い合わせ

ヘルプデスク (三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置付け、業容の拡大、連結業績の動向を総合的に判断して連結配当性向ならびに内部留保の水準を決定し、安定的かつ継続的に利益配分を行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、毎年9月30日を基準日とした中間配当、および3月31日を基準日とした期末配当の年2回行うことを基本とし、配当の決定機関は中間配当については取締役会、期末配当については株主総会としております。また、内部留保金につきましては、新規契約者の増加に対応するための投資、研究開発、戦略的事業への投資、従業員への還元施策等に活用し、企業体質の強化および事業の拡大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の基本方針のもと、株主の皆様の日頃からのご支援にお応えするべく、以下のとおり1株につき50円とさせていただきたいと存じます。これにより1株当たりの配当金は、中間配当とあわせて年間100円（前期から2.5円増配）となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額20,223,057,450円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

<会社提案>

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役11名（8名の重任、3名の新任）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	性別	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任	よし だ やす ゆき 吉 田 保 幸	男性	代表取締役社長	12回/12回 (100%)
2	再任	ふ せ たつ ろう 布 施 達 朗	男性	専務取締役	12回/12回 (100%)
3	再任	なか だ たか し 中 田 貴 士	男性	取締役	12回/12回 (100%)
4	再任	いな ば まこと 稲 葉 誠	男性	取締役	12回/12回 (100%)
5	新任	ふく おか のり ゆき 福 岡 規 行	男性	執行役員	—
6	新任	ひ ね きよし 日 根 清	男性	執行役員	—
7	再任	わた なべ はじめ 渡 邊 元	男性	社外取締役 独立役員	12回/12回 (100%)
8	再任	はら み り 原 美 里	女性	社外取締役 独立役員	12回/12回 (100%)
9	再任	まつ ぎき こう すけ 松 崎 耕 介	男性	社外取締役 独立役員	12回/12回 (100%)
10	再任	すず き 鈴木 ゆかり	女性	社外取締役 独立役員	12回/12回 (100%)
11	新任	や ざわ じゅん こ 矢 澤 潤 子	女性	社外取締役 独立役員	—

候補者番号

1

よし だ やす ゆき
吉 田 保 幸 ※

(1958年3月28日生)

再任



所有する当社株式の数
17,639株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年3月 当社入社
1997年2月 当社戦略企画室担当部長
1998年9月 東洋火災海上保険株式会社（現セコム損害保険株式会社）取締役就任
2002年6月 同社代表取締役社長就任
2010年4月 当社執行役員就任
2012年6月 当社取締役就任
2016年6月 当社常務取締役就任
2017年6月 当社専務取締役就任
2024年4月 当社代表取締役社長就任現在に至る

選任理由

吉田保幸氏は、長年にわたり、当社の取締役経営企画担当として従事した経験から、事業企画全般に精通しており、また、経営企画担当としてセコムグループの経営について豊富な経験と高い見識を有しております。2024年4月に代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップと経営手腕を発揮し、ロードマップ2027の達成に向け当期の好調な業績を達成するとともに、セコムグループの成長に向けた中長期視点での経営改革を着実に進めており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ふ せ たつ ろう
布 施 達 朗 ※

(1957年9月9日生)

再任



所有する当社株式の数
14,814株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年3月 当社入社
2009年6月 セコム医療システム株式会社代表取締役社長就任
2010年4月 当社執行役員就任
2013年6月 当社取締役就任（2016年6月退任）
2016年4月 セコム医療システム株式会社代表取締役会長就任
2016年6月 当社常務執行役員就任
2016年6月 当社広報・渉外・マーケティング本部長現在に至る
2017年6月 セコム医療システム株式会社取締役会長就任現在に至る
2017年6月 当社常務取締役就任
2024年6月 当社専務取締役就任現在に至る
2024年6月 当社社長補佐現在に至る

(重要な兼職の状況)

セコム医療システム株式会社取締役会長

選任理由

布施達朗氏は、当社の取締役としてメディカルサービス事業、広報・渉外・マーケティングを担当してきたほか、セコムグループにおける豊富な経営経験から、広報・渉外等の対外活動およびメディカルサービス事業を含む経営全般における高い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

なか だ たか し ※
中 田 貴 士

(1966年4月27日生)

再任



所有する当社株式の数
6,744株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1991年3月 当社入社
- 2016年6月 当社総合企画部長
- 2017年6月 当社執行役員就任
- 2021年1月 当社グループ国際本部副本部長
- 2024年4月 当社経営企画担当、グループ会社監理担当、リスク管理担当現在に至る
- 2024年6月 当社取締役就任現在に至る

■ 選任理由

中田貴士氏は、長年にわたるグループ企業の運営監理やリスク管理などを含む経営企画全般の責任者や海外事業の責任者を歴任した経験を活かし、当社の取締役として経営企画やリスク管理などを統括しております。セコムグループの経営についての豊富な経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

いな ば まこと ※
稲 葉 誠

(1962年8月4日生)

再任



所有する当社株式の数
4,680株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1987年9月 当社入社
- 2010年10月 当社営業開発部長
- 2014年7月 当社四国事業部長
- 2017年6月 当社業務統轄本部 本部長補佐
- 2018年6月 当社執行役員就任
- 2018年6月 当社法人営業本部長
- 2022年7月 株式会社セノン代表取締役社長就任
- 2024年6月 同社代表取締役会長兼社長就任
- 2024年6月 当社取締役就任現在に至る
- 2024年6月 当社業務本部長現在に至る
- 2024年8月 株式会社セノン取締役会長就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

株式会社セノン取締役会長

■ 選任理由

稲葉誠氏は、当社のセキュリティ事業における法人向け営業部門の責任者を務めたほか、業務部門において全国の警備業務を指揮する責任者や、セキュリティ関連のグループ企業の代表取締役を歴任した経験を活かし、当社の取締役として業務部門を統括しております。当社のセキュリティ事業全般に関する豊富な経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

ふく おか のり ゆき
福 岡 規 行 ※

(1960年9月7日生)

新任



所有する当社株式の数
1,300株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年2月 当社入社
2009年6月 当社神奈川本部長
2012年6月 セコムジャスティック株式会社代表取締役社長就任
2015年6月 当社執行役員就任現在に至る
2015年6月 当社業務本部長
2017年6月 当社神奈川本部長
2020年10月 当社大阪本部長現在に至る

選任理由

福岡規行氏は、当社のセキュリティ事業における地域本部の責任者を歴任したほか、業務部門において全国の警備業務を指揮する責任者や、セキュリティ関連のグループ企業において代表取締役を務めるなど、当社のセキュリティ事業全般に関する豊富な経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

ひ ね きよし
日 根 清 ※

(1965年11月14日生)

新任



所有する当社株式の数
200株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年3月 当社入社
2013年10月 セコム上信越株式会社財務部長
2015年6月 セコム上信越株式会社取締役就任
2018年6月 株式会社パスコ取締役就任
2022年6月 当社経営分析室長現在に至る
2025年6月 当社執行役員就任現在に至る
2025年6月 当社財務本部副本部長現在に至る

選任理由

日根清氏は、長年にわたる当社の財務・経理業務やセコムグループ企業の財務責任者としての業務などを通じて培われた経験を活かし、財務・経理部門を担当しております。セコムグループの経営についての豊富な経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号
7

わた なべ はじめ
渡 邊 元
(1951年11月18日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
5,000株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1975年3月 渡辺パイプ株式会社入社
1978年4月 同社常務取締役就任
1983年4月 同社専務取締役就任
1985年6月 同社代表取締役副社長就任
1991年11月 同社代表取締役社長就任
2016年6月 当社取締役就任現在に至る
2022年4月 渡辺パイプ株式会社代表取締役会長就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

渡辺パイプ株式会社代表取締役会長

選任理由および期待される役割の概要

渡邊元氏は、渡辺パイプ株式会社の経営者として、長年にわたり全国ネットワークを有する企業の経営で培われた豊富な経験と高い見識を有しており、取締役会では、経営の重要な方向性に加えて、業務全般の執行とリスク管理のほか、現場運営や社員管理などについても、実効性のある助言・提言を数多くいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号
8

はら み り
原 美 里
(1961年12月20日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年6月 原地所株式会社入社
1988年6月 同社取締役就任現在に至る
2017年10月 税理士法人横浜弁天会計社設立 代表税理士就任現在に至る
2020年6月 当社取締役就任現在に至る
2021年6月 日本酸素ホールディングス株式会社社外取締役就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

税理士法人横浜弁天会計社代表税理士

日本酸素ホールディングス株式会社社外取締役

選任理由および期待される役割の概要

原美里氏は、不動産管理会社における長年の取締役としての経験のほか、税理士法人における税務および企業会計等を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会では、これらを踏まえて、経営の重要な方向性に加え、家庭向けサービスや女性社員の活躍などについて有益な助言・提言を数多くいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号

9

まつ ざき こう すけ
松 崎 耕 介
(1960年5月1日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
300株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2014年1月 同社常務執行役員就任
2015年1月 シュナイダーエレクトロニクス株式会社代表取締役副社長就任
2015年10月 同社代表取締役就任
2019年6月 株式会社フジニール取締役営業本部長就任
2020年2月 同社代表取締役社長就任
2024年2月 マフテックグループ株式会社（現マフテック株式会社）取締役就任
2024年4月 同社代表取締役社長CEO就任
2024年6月 当社取締役就任現在に至る
2025年9月 マフテック株式会社代表取締役社長兼CEO就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

マフテック株式会社代表取締役社長兼CEO

選任理由および期待される役割の概要

松崎耕介氏は、長年にわたりグローバルに展開するIT関連企業において、マーケティング、事業企画、製品事業など幅広い分野に従事した経験と様々な企業の経営者としての実績を有しており、取締役会ではグローバル企業および日本企業の経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づく貴重な助言・提言を数多くいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号

10

すず き
鈴木 ゆかり
(1962年9月16日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
300株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年4月 株式会社資生堂入社
2015年4月 同社日本事業本部 プレステージブランド事業本部 マーケティング部長
2017年1月 同社グローバルプレステージブランド事業本部 クレ・ド・ポー ポーテブランドユニット ブランドディレクター
2018年1月 同社執行役員就任
2020年3月 同社取締役常務就任
2021年1月 同社代表取締役常務就任
2024年6月 東京エレクトロン株式会社社外取締役就任現在に至る
2024年6月 当社取締役就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

東京エレクトロン株式会社社外取締役

選任理由および期待される役割の概要

鈴木ゆかり氏は、グローバルに展開する上場企業において、新規事業の立ち上げ、ブランドマーケティング、ダイバーシティー&インクルージョンの推進などの業務に従事し、これらに関する経験・知見を活かして、代表取締役を務められました。取締役会では、こうした実績を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識に基づく、多様な観点から助言・提言を数多くいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号
11

や ざわ じゅん こ
矢 澤 潤 子
(1965年2月14日生)

新任
社外取締役
独立役員



所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1987年4月 全日本空輸株式会社入社
- 2012年11月 同社訓練センター客室訓練部長
- 2015年4月 同社客室センター客室訓練部長
- 2016年4月 ANAビジネスソリューション株式会社代表取締役社長就任
- 2019年4月 全日本空輸株式会社執行役員就任
- 2022年4月 同社取締役執行役員就任
- 2023年4月 同社取締役常務執行役員就任
- 2024年4月 ANAホールディングス株式会社上席執行役員就任
- 2025年4月 株式会社ANA総合研究所代表取締役社長就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

株式会社ANA総合研究所代表取締役社長

■ 選任理由および期待される役割の概要

矢澤潤子氏は、グローバルに展開する航空関連企業において長年にわたり要職を務め、顧客サービス、リスク管理、安全管理、事業企画、サステナビリティ、企業ブランドの構築・維持など幅広い分野に従事した経験のほか、企業の経営者としての実績を通じて培われた、グローバル企業および日本企業の経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社業務執行に対する監督等、持続的な企業価値向上への貢献を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注)

1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※印は、現任の執行役員であります。
3. 取締役候補者の指名については、取締役会が定めた指名方針に基づき、取締役会で審議のうえ決定しております。なお、取締役候補者については、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の議論を経たうえで、取締役会で決定しております。
4. 渡邊元、原美里、松崎耕介、鈴木ゆかりおよび矢澤潤子の五氏は、社外取締役候補者であります。なお、渡邊元、原美里、松崎耕介および鈴木ゆかりの四氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。また、矢澤潤子氏が取締役に選任された場合は、同氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 渡邊元氏の当社における社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって10年であります。
6. 原美里氏の当社における社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって6年であります。
7. 松崎耕介および鈴木ゆかりの両氏の当社における社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
8. 渡邊元、原美里、松崎耕介および鈴木ゆかりの四氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。四氏が再任された場合、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。また、矢澤潤子氏が取締役に選任された場合は、同氏の間でも同様の責任限定契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
9. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知39頁（「3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」）に記載のとおりです。各候補者のうち、再任の候補者については、現在、当社の取締役であるため、当該保険契約の被保険者に該当しており、再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に該当することとなります。また、新任の候補者については、選任された場合、当該保険契約の被保険者に該当することとなります。なお、当社は、それらの者の任期途中に当該保険契約を同内容で更新することを予定しております。

<会社提案>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役伊東孝之氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、監査役候補者長尾誠也氏が選任された場合の任期は、定款の定めにより2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なが お せい や
長 尾 誠 也 ※

(1962年2月14日生)

新任



所有する当社株式の数
7,369株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1984年3月 当社入社
- 2008年4月 当社グループ運営最適化推進室長
- 2010年4月 当社経営分析室長
- 2012年1月 当社経理部長
- 2016年4月 当社執行役員就任
- 2018年11月 セコムクレジット株式会社代表取締役社長就任現在に至る
- 2019年1月 当社財務本部長現在に至る
- 2024年6月 当社常務取締役就任現在に至る

■ 選任理由

長尾誠也氏は、長年にわたる当社の財務・経理業務やセコムグループ企業のガバナンス業務などを通じて培われた経験を活かし、当社の取締役として財務・経理部門を統括し、グループ会社の代表取締役社長も務めるなど、セコムグループの経営についての豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営全般の監視と幅広い視野からの有効な助言を期待して、常勤監査役として選任をお願いするものであります。

(注)

- 長尾誠也氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ※印は、現任の執行役員であります。
- 長尾誠也氏が監査役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知39頁「(3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要)」に記載のとおりです。長尾誠也氏は現在、当社の常務取締役であり、当該保険契約の被保険者に該当しており、同氏が監査役に選任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に該当することとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。

〈ご参考〉

本総会後における取締役および監査役（予定）の知見と経験（スキル・マトリックス）

氏名	現在の当社における地位	経営・組織運営	財務・会計	法務・コンプライアンス・リスク	サステナビリティ・ESG	セキュリティ業界	グローバルビジネス	ICT・テクノロジー
吉田 保幸	代表取締役社長	●	●	●		●		
布施 達朗	専務取締役	●			●	●	●	
中田 貴士	取締役	●				●	●	●
稲葉 誠	取締役	●		●		●		
福岡 規行	執行役員	●		●		●		
日根 清	執行役員	●	●	●		●		
渡邊 元	社外取締役	●	●	●				
原 美里	社外取締役	●	●		●			
松崎 耕介	社外取締役	●			●		●	●
鈴木ゆかり	社外取締役	●			●		●	
矢澤 潤子	—	●			●	●		
長尾 誠也	常務取締役	●	●	●		●		
辻 康弘	監査役	●		●		●	●	
加藤 秀樹	社外監査役	●		●	●		●	
安田 信	社外監査役	●	●				●	
田中 節夫	社外監査役	●		●		●		

（注）

- 上記一覧表では、本総会において各取締役候補者および各監査役候補者が原案どおり選任された場合における各取締役および各監査役が保有する知見や経験を最大で4つまで記載しております。
- 上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

<株主提案>

第4号議案および第5号議案は、株主様1名からご提案いただいたものです。なお、以下の議案の要領および提案の理由は、提案株主様から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま記載しております。

第4号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

以下の条項を当社の定款に追加で規定する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
(新設)	<p>第8章 開示</p> <p><u>（資本コストや株価を意識した経営に関する開示）</u></p> <p><u>第51条 当社は上場会社である限り、東京証券取引所が2024年2月1日に公表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」（以下、ポイントと事例）に基づく、取り組み・開示内容の妥当性を検証し、当該ポイントと事例の項目に従った取り組み内容をコーポレート・ガバナンス報告書及び当会社のウェブサイトの開示する。</u></p>

(2) 提案の理由

弊社は2023年3月31日に東京証券取引所がプライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象として要請している「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」（以下「東証要請」）の趣旨に賛同しております。また、その対応が形式面にとどまらず実効性の高いものとなるために、2024年2月1日に東京証券取引所が発表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」（以下「ポイントと事例」）に基づき、取組みを継続的に検証することが有効であると考えます。

当社は、東証要請に基づく開示は開示済となっており、2028年3月期にROE10%を目標として掲げるとともに、2022年以降、資本効率の向上に向けた自己株式取得を継続して実施してきました。しかし、当社は、株主還元の金額規模を含む経営資源の配分方針や、ROE10%達成に向けた具体的な施策やその進捗、さらにはROEを要素ごとに分解した開示はなされておらず、投資者の視点を踏まえた開示としては不十分であり、開示の具体性及び実効性の観点から課題が認められます。

ポイントと事例では、「経営資源の適切な配分を意識した抜本的な取り組み」や「中長期的に目指す姿と紐づけて取組みを説明」が求められています。単に目標数値を示すだけでなく、その達成に至る具体的な道筋を明確に示すことが重要です。当社においては、ROEを構成する要素ごとに分解したうえで将来目指すバランスシートの姿を検討し、成長投資及び株主還元を含むキャッシュアロケーションの方針を明確に開示するとともに、各取組みが目標の実現にどのように結びつくのかを具体的に示すことが求められます。当社がこれらの具体的な内容を開示することによって、東証要請の趣旨に沿った中長期的な企業価値向上に向けた取組みが明確となり、株主・投資者の期待に応えることが可能になると考えます。

<第4号議案に対する当社取締役会の意見>

当社取締役会としては、本株主提案議案に、反対いたします。

当社は今後の目指すべき方向性をより明確化し、成長をさらに確かなものとするために「セコムグループ Road Map 2027」を策定し、資本コストを意識した成長投資の実施を財務戦略の一つとして掲げております。また、取締役会において資本政策等について継続して議論を行うとともに、統合報告書等においても、資本効率の向上に係る取り組みを開示しています。

なお、当社の株主資本コストは2026年3月期の決算説明資料に記載のとおり、5～7%程度と認識しております。今後も株式市場との対話を重ねながら、「セコムグループ Road Map 2027」の施策を実行することで、資本コストを上回る収益性の達成により、中長期的な企業価値向上および株主共同の利益に寄与する経営を目指してまいります。

本株主提案は、東京証券取引所の要請する「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の取り組みに関して、定款に条文を新設することを求めています。当社は既に同要請に関する取り組みを推進しております。加えて、それらは常に変化する市場環境に迅速かつ柔軟に対応していくために都度決定する事項であり、定款に規定することは適切ではないと判断しております。

また、2026年3月期の決算説明資料に記載のとおり、当社グループのキャピタルアロケーション方針および事業ポートフォリオの最適化に向けた継続的な取り組み方針についても開示いたしました。今後も最適な事業ポートフォリオを継続的に検討し、積極的な人財投資やM&Aを含む「成長投資」と、事業基盤の強化に向けた「継続投資」へ適切に資金を配分いたします。これらにより持続的な成長を実現するとともに、安定的かつ継続的な株主還元の上を図ってまいります。

以上のことから、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

(ご参考) セコムグループ Road Map 2027

https://www.secom.co.jp/corporate/pdf/roadmap_2027.pdf

(ご参考) 2026年3月期 決算説明資料

https://www.secom.co.jp/corporate/ir/lib_2026/kessan38-3-p.pdf

(ご参考) 株主還元の状態

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
1株当たりの 年間配当金	185円	190円	195円 (分割前換算)	200円 (分割前換算)	240円 (分割前換算)
自己株式 取得実施額	297.8億円	439.9億円	300.0億円	600.0億円	1,000.0億円 (予定)

(注)

1. 2025年度の1株当たり年間配当金については、本株主総会において、会社提案が承認可決されることが条件となります。
2. 2026年度の1株当たり年間配当金については、配当予想額となります。

<株主提案>

第5号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第13条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
（定時株主総会の基準日） 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>2（新設）</u>	（定時株主総会の基準日） 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月15日とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u>

(2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより6月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会后または総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を5月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書および関連情報

を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関およびアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本変更は副次的効果として、これまで過度に集中してきた6月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、弊社が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

<第5号議案に対する当社取締役会の意見>

当社取締役会としては、本株主提案議案に、反対いたします。

本株主提案の趣旨は、議決権行使基準日を5月15日に変更することにより、株主の皆様が、有価証券報告書を含む重要な情報を十分な時間をもって検討できる環境を整備するところにあります。

当社におきましても、そのような環境整備の重要性を認識し、株主の皆様が議決権行使を行うにあたり必要となる情報提供の充実を図ってまいりました。

具体的には、定時株主総会開催日の3週間以上前に開示する招集通知において、当社の対処すべき課題、取締役および監査役の報酬額やその決定方針等を事業報告に記載し、計算書類や監査報告書とともに開示しております。また、経営戦略、ガバナンス体制、資本政策等については、統合報告書に詳細を記載し、議決権行使に必要な情報を相応の時間的余裕をもって提供いたしました。

加えて、有価証券報告書の早期開示を推進し、2026年3月期の有価証券報告書につきましても、総会開催日前の開示に向けた取り組みを継続しております。

一方、当社は定時株主総会の招集時期を6月と定めており^(※1)、議決権行使基準日を5月15日としても、本株主提案が期待する株主総会開催日の分散という副次的効果は見込めません。かえって、議決権行使基準日から総会当日までの期間が最長でも現在の約半分となることで、招集通知の発送が現在よりも総会当日に近接した時期になるおそれがあり、そうなれば本株主提案の趣旨に沿わない結果となります。

加えて、当社の期末配当の基準日は3月31日^(※2)であるため、本株主提案の趣旨に沿って、期末配当の決定機関である定時株主総会の開催時期を7月以降にする場合は、配当の効力発生日は配当の基準日から3カ月以内という会社法の定め^(※3)に抵触いたします。

このように、本株主提案は、会社法や当社定款の他の規定との関係が十分に考慮されておられません。

以上のことから、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

なお、当社は今後につきましても、株主の皆様の判断に資する情報提供の拡充と迅速化に引き続き取り組んでまいります。

※1：定款第12条（総会の招集の時期）

定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

※2：定款第48条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

※3：会社法第124条（基準日）

株式会社は、一定の日（以下この章において「基準日」という。）を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（以下この条において「基準日株主」という。）をその権利を行使することができる者と定めることができる。

② 基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行使することができる権利（基準日から3箇月以内に行使するものに限る。）の内容を定めなければならない。

③～⑤（略）

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の日本経済は、雇用・所得環境が改善する下で、設備投資や個人消費などで回復の動きが見られました。一方、中東情勢の影響や、金融資本市場の変動の影響、アメリカの通商政策をめぐる動向などに留意が必要な状況が続きました。

このような状況において、セコムグループは、「安全・安心・快適・便利」な社会を実現する「社会システム産業」の構築をめざし、「セコムグループ2030年ビジョン」の実現に取り組んできました。また、ビジョン実現に向けて今後の目指すべき方向性をより明確化し、成長をさらに確かなものとするために「セコムグループ ロードマップ2027」を策定し、各種取り組みを積極的に展開しました。なお、社会課題の複雑化が一層加速するなかで、2040年に向けて目指す方向を明確にするために、2026年5月に「セコムグループ2040年ビジョン」を策定しました。詳細については、2026年5月12日公表の「セコムグループ2040年ビジョン策定のお知らせ」をご参照ください。

2025年3月には、セキュリティロボット「cocobo」が遠隔操作型小型車の適合審査に合格し、警備会社が提供するロボットとして初めて公道を含む道路の走行が可能になりました。これにより、敷地周辺の公道で昼夜を問わず活用できるようになり、人とロボットの力を融合させた高度なセキュリティをより多くの場所に提供いたしました。また7月には、家庭向けAEDとしては日本初となるオートショック機能を搭載したAED「セコム・My AED」を販売開始しました。2026年2月には、国内大手電気通信事業者と共同で陸上自衛隊向けリモート警備システムの構築を受託するなど、様々な取り組みを通じて、ますます多様化・高度化するお客様の安心ニーズに対し、きめ細やかな切れ目のないサービスを提供することに努めました。

2025年4月から10月にかけて開催された2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）では、会場内全域の人的警備で主要な役割を果たしたほか、監視カメラや入退室管理システムなどを多数導入し、安全な会場運営をサポートしました。

また、2025年10月には、世界各地で建設が相次いでいるデータセンターを運営する欧米企業などを中心に、強固な顧客基盤を持つグローバルセキュリティS I（注1）企業のAVTEL Holdings Pte. Ltd.を完全子会社化しました。

さらに、2025年12月には、国際的な環境NGOのCDPが2025年に実施した気候変動および水セキュリティへの取り組みに関する調査において、最高評価となる「Aリスト」に2年連続でダブル選定されました。加えて、2025年10月と2026年2月には、日本経済新聞社の新たな株価指数である「日経平均株主還元株40指数」（注2）と「日経モート株指数」（注3）に選定されました。

（注1）グローバルセキュリティS I（System Integration）：世界各地で事業展開する

グローバル企業から、国・地域を跨いで統一した入退室管理システムや監視カメラ等のセキュリティシステムの導入コンサルティング、販売、工事等を請け負うサービス

(注2) 日経平均株主還元株40指数：日経平均株価の構成銘柄（金融・不動産を除く）のうち株主還元利回りの高い40銘柄から構成される時価総額×利回りウェイト方式の株価指数

(注3) 日経モート株指数：東京証券取引所プライム市場に上場する銘柄（金融を除く）から「モート（経済の濠）」を備えるとみなされる30銘柄を選定した等ウェイト方式の株価指数

これらの結果、当連結会計年度における売上高はすべての事業セグメントの増収により、1兆2,568億円(前期比4.7%増加)となり、営業利益は1,603億円(前期比11.1%増加)となりました。経常利益は米国などにおける投資事業組合運用益が123億円減少したことなどにより、1,821億円(前期比4.0%増加)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,126億円(前期比4.2%増加)となりました。

なお、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも過去最高を達成することができました。

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
当連結会計年度（2025年度）	1,256,896百万円	160,333百万円	182,160百万円	112,662百万円
前連結会計年度（2024年度）	1,199,942百万円	144,297百万円	175,123百万円	108,109百万円

事業別にみますと、セキュリティサービス事業では、事業所向け・家庭向けのセントラライズドシステム（オンライン・セキュリティシステム）を中心に、常駐警備や現金護送のサービスを提供するとともに、安全商品を販売しております。

事業所向けでは、防犯や防災をはじめ、従業員の就業管理などによる事業効率化に至るまで、企業の事業運営に有益な機能をオールインワンで提供するシステムセキュリティ「AZ」を提供しております。当期は、「AZ」と監視カメラとの連携を強化し、セキュリティ機能および操作性の向上を図ることで拡販に努めました。また、従業員が店舗や訪問先などでカスタマーハラスメント被害にあった際、あらかじめ登録した上司に通報すると同時に音声録音するアプリを開発し、10月から実証実験を開始しました。

家庭向けでは、防犯・防火ニーズに加え、お客様の生活スタイルに柔軟に対応でき、様々な機器と接続することでサービスを拡張できる「セコム・ホームセキュリティNEO」を提供しております。当期は、「セコム・ホームセキュリティNEO」に顔認証機能を搭載した操作機器をラインアップし、操作性の向上とセキュリティ機能の強化を図ることで、ホームセキュリティシステムを積極的に拡販しました。

海外では、経済発展が続く東南アジアを中心に、緊急対処サービスや画像監視を特長とするセキュリティサービスの拡販に努めるとともに、最先端技術を取り込みながら機械警備のデジタルトランスフォーメーションを推進し、現地市場に適応したサービス、システムの開発・導入を推進しました。

当期は事業所向け・家庭向けのセントラライズドシステム（オンライン・セキュリティシステム）の販売が堅調に推移したことおよび価格改定（値上げ）の影響や、常駐警備サービスの増収などにより、売上高は6,606億円(前期比4.3%増加)となり、営業利益は1,238億円(前期比7.7%増加)となりました。

防災事業では、オフィスビル、プラント、トンネル、文化財、船舶、住宅といった様々な施設に対し、お客様の要望に応えた高品質な自動火災報知設備や消火設備などの各種防災システムを提供しております。当期も、国内防災業界大手2社である能美防災株式会社およびニッタン株式会社が、それぞれの営業基盤や商品開発力などを活かした防災システムの受注に努めました。

当期は火災報知設備などの増収により、売上高は1,868億円(前期比5.5%増加)となり、営業利益は原価率の改善により、247億円(前期比23.1%増加)となりました。

メディカルサービス事業では、訪問看護サービスや薬剤提供サービスなどの在宅医療サービスを中心として、シニアレジデンスの運営、電子カルテの提供、医療機器・医薬品等の販売、介護サービス、医療機関向け不動産賃貸等様々なメディカルサービスを提供しております。

当期は医療機器・医薬品の販売が好調だったことおよびインドにおける総合病院事業会社タクシャシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt. Ltd.の増収などにより、売上高は920億円(前期比6.8%増加)となり、営業利益は62億円(前期比15.6%増加)となりました。

保険事業では、当期もセキュリティシステム導入によるリスク軽減を保険料に反映した事業所向けの「火災保険セキュリティ割引」や家庭総合保険「セコム安心マイホーム保険」、がん治療費の実額を補償する「自由診療保険メディコム」、セコムの緊急対処員が要請に応じて事故現場に急行するサービスを付帯した自動車総合保険「セコム安心マイカー保険」など、セコムグループならではの保険の販売を推進しました。

当期はセコム損害保険株式会社のがん保険「自由診療保険メディコム」および自動車保険の販売が堅調に推移したこと、運用収益の増収などにより、売上高は654億円(前期比10.2%増加)となり、営業利益は自然災害による損害の減少、販売費及び一般管理費の減少などにより、59億円(前期比41.2%増加)となりました。

地理空間情報サービス事業では、航空機や車両、人工衛星などを利用した測量や計測で地理情報を集積し、加工・処理・解析した空間情報サービスを、国および地方自治体などの公

共機関や民間企業、さらには新興国や発展途上国を含めた諸外国政府機関に提供しております。

当期は国内公共部門の増収により、売上高は606億円(前期比3.9%増加)となり、営業利益は国内公共部門の原価率の改善、販売費及び一般管理費の減少により、53億円(前期比55.9%増加)となりました。

BPO・ICT事業では、データセンターを中核に、セコムならではのBCP（事業継続計画）支援や情報セキュリティ、クラウドサービス、認証サービスの提供に加えて、コンタクトセンター業務を含む様々なBPO業務の受託・運営を行っています。

当期はデータセンター事業の増収およびサーバーなどの機器販売が好調だったことなどにより、売上高は1,299億円(前期比1.1%増加)となり、営業利益は前期に稼働開始した新たなデータセンターの影響などによる原価の増加により、89億円(前期比1.9%減少)となりました。

その他事業には、不動産賃貸および建築設備工事などが含まれます。

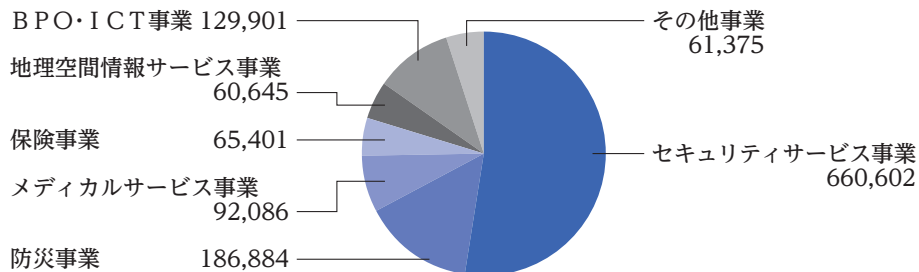
当期は売上高は613億円(前期比7.6%増加)となり、営業利益は92億円(前期比7.6%増加)となりました。

事業の種類別セグメントの状況 [第65期 (当連結会計年度)]

	売上高			営業利益
	外部顧客に対する売上高	セグメント間の内部売上高又は振替高	計	
セキュリティサービス事業	660,602	13,186	673,788	123,826
防 災 事 業	186,884	3,021	189,906	24,748
メディカルサービス事業	92,086	83	92,170	6,239
保 険 事 業	65,401	3,210	68,611	5,970
地理空間情報サービス事業	60,645	221	60,867	5,395
B P O ・ I C T 事業	129,901	9,741	139,642	8,988
そ の 他 事 業	61,375	1,304	62,680	9,290
計	1,256,896	30,770	1,287,666	184,459
消 去 又 は 全 社	—	△30,770	△30,770	△24,126
連 結	1,256,896	—	1,256,896	160,333

地域別にみますと、国内の売上高は1兆1,886億円（前期比5.2%増加）となりました。海外売上高は682億円（前期比2.3%減少）となりました。

外部顧客に対する売上高（百万円）



2. 対処すべき課題

セコムグループを取り巻く環境においては、A I等のテクノロジーの進化、労働力人口の減少、体感治安の悪化、高齢化の進行、自然災害の頻発化・激甚化等への対応が課題となっております。このような状況下において、セコムグループは、これらの課題解決に貢献するため、以下の取り組みを推進しております。

①新しい技術・ノウハウの積極的な活用

A I等のテクノロジーの進化が進む中、最先端技術を活用した付加価値創造・サービス品質向上等を実現するため、新しい技術やノウハウを積極的に情報収集し、活用してまいります。また、こうした取り組みを通じて、警備D Xを加速させ、国内および海外において、最新技術と人財を融合した新商品・新サービスの創出に取り組んでまいります。

②国内事業（サービス・商品の競争力の向上）

国内事業においては、広告宣伝をはじめとした販売促進や営業活動を強化し、法人マーケット向けのサービスや商品の品質向上・機能向上を図り競争力を高めていくとともに、高齢者見守り等の新サービスを提供することにより、個人マーケットの更なる開拓等に注力してまいります。また、セコムグループの経営資源を最大限に活用することにより、多様化するお客様のニーズに応える付加価値の高いサービスを提供することで、「安全・安心・快適・便利」な社会の構築を目指してまいります。

③海外事業の強化

海外事業においては、高まる安心ニーズに対して、最先端技術を積極的に取り入れ、現地ニーズに合った海外のローカルマーケット向けの事業企画・商品開発や大型物件への対応など、事業展開を強化していくとともに、新たな成長基盤を獲得するM&Aの実行を図ってまいります。また、現地における積極的な採用、教育・研修の充実により、海外事業におけるサービス品質を向上してまいります。

④業務効率化および業務品質の向上

労働力人口の減少による人手不足への対応に当たり、システムへの投資により機能改善を図ることで業務の効率化を推進し、生産性向上、収益性向上、サービス品質の向上に繋げてまいります。あわせて、業務プロセスおよび社内の事務処理や組織の見直しを図り、省力化やコスト削減を促進してまいります。

⑤競争力向上のための人財確保

セコムグループでは、国内事業におけるサービス提供体制の維持やサービス品質の向上の面において人財の確保が必要であることに加え、最新技術の活用や海外展開のためのIT人財およびグローバル人財も必須としています。労働力人口が減少する中でも、事業展開を支える人財の確保や採用強化を進め、成長分野を強化するための人財の再配置などの組織戦略を推進してまいります。また、既存社員の育成、変化適応力の向上のための教育・研修の強

化、社員それぞれの個性を活かし、公私ともに豊かで充実した人生を送る基盤としての環境整備等への取り組みを継続して進めてまいります。

⑥コンプライアンス・ガバナンス体制の強化

上記の取り組みを推進するに当たり、「安全・安心」を提供するセコムグループにとって、法および法の精神の遵守によりお客様からの信頼を確保・維持し続けることは、経営上極めて重要な課題であります。セコムグループでは、当社の社員・組織の基本的な考え方やあるべき姿・行動原理として培われてきた「セコムの理念」を通じて、より一層のコンプライアンス体制の強化に努めております。また、ガバナンス体制の強化も継続して推進し、ステークホルダーの皆様から選ばれ続ける会社づくりに取り組んでまいります。

今後とも株主の皆様には、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、総額で972億円（内訳は以下のとおり）であり、その主なものは、セキュリティサービス事業におけるシステム設備（警報機器・設備）等に対する投資612億円であります。

事業の種類	金額
セキュリティサービス事業	61,258百万円
防 災 事 業	7,473百万円
メディカルサービス事業	3,374百万円
保 険 事 業	2,243百万円
地理空間情報サービス事業	2,236百万円
B P O ・ I C T 事 業	17,153百万円
そ の 他 事 業	3,450百万円
小 計	97,190百万円
消 去 又 は 全 社	17百万円
合 計	97,207百万円

4. 資金調達の状況

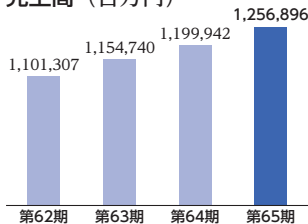
当連結会計年度は、資本市場での社債および新株式の発行による資金調達はありませんでした。

5. 企業集団の財産および損益の状況の推移

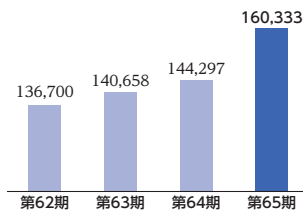
期 別 項 目	第 62 期 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	第 63 期 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)	第 64 期 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)	第 65 期 (当連結会計年度) (2025年4月 1日から 2026年3月31日まで)
売 上 高	1,101,307	1,154,740	1,199,942	1,256,896
営 業 利 益	136,700	140,658	144,297	160,333
経 常 利 益	156,124	166,859	175,123	182,160
親会社株主に帰属する当期純利益	96,085	101,951	108,109	112,662
1株当たり当期純利益	222.51	241.02	259.97	276.17
自己資本当期純利益率	8.4%	8.5%	8.7%	8.7%
総 資 産	1,989,062	2,080,781	2,145,576	2,230,127
純 資 産	1,316,047	1,390,689	1,447,736	1,499,682

(注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益については、第62期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

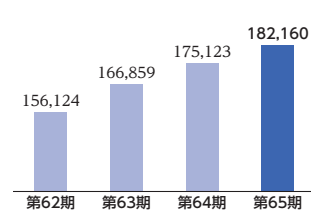
売上高 (百万円)



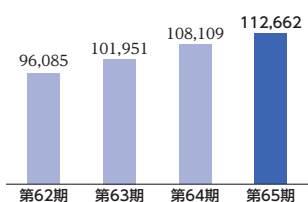
営業利益 (百万円)



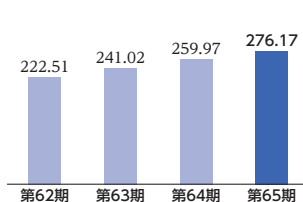
経常利益 (百万円)



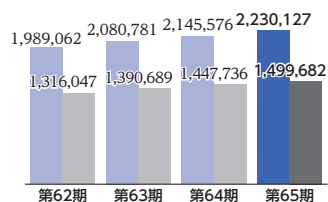
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産／純資産 (百万円)

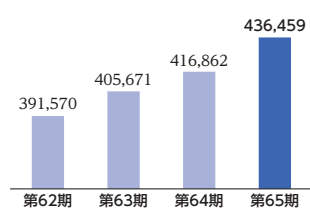


6. 当社単体の財産および損益の状況の推移

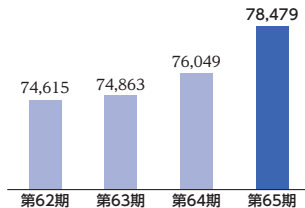
期別 項目	第 62 期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第 63 期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第 64 期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第 65 期 (当事業年度) (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	百万円 391,570	百万円 405,671	百万円 416,862	百万円 436,459
営業利益	百万円 74,615	百万円 74,863	百万円 76,049	百万円 78,479
経常利益	百万円 93,255	百万円 112,225	百万円 113,860	百万円 125,267
当期純利益	百万円 68,651	百万円 86,936	百万円 91,924	百万円 100,798
1株当たり当期純利益	円 158.98	円 205.52	円 221.05	円 247.09
自己資本当期純利益率	% 8.0	% 10.0	% 10.4	% 11.1
総資産	百万円 992,881	百万円 1,014,130	百万円 1,046,756	百万円 1,059,430
純資産	百万円 860,308	百万円 873,263	百万円 901,041	百万円 907,384

(注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益については、第62期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

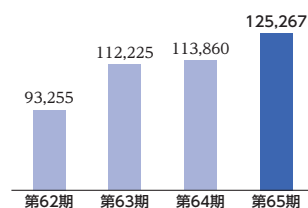
売上高 (百万円)



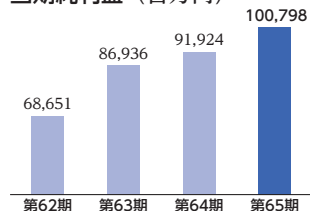
営業利益 (百万円)



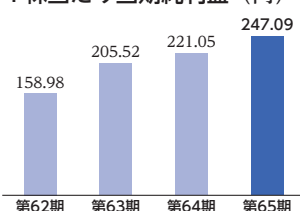
経常利益 (百万円)



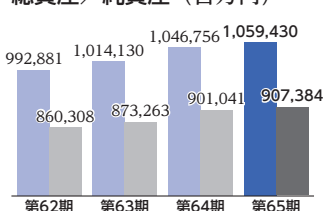
当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産／純資産 (百万円)



7. 重要な子会社の状況

(2026年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率 (議決権比率)	主要な事業内容
セコム上信越株式会社	百万円 3,530	% 100.00 (100.00)	警備保障および安全業務
株式会社 アサヒセキュリティ	百万円 100	% 100.00 (100.00)	集配金サービス
能美防災株式会社	百万円 13,302	% 50.36 (51.98)	総合防災サービス
ニッタン株式会社	百万円 2,302	% 100.00 (100.00)	総合防災サービス
セコム医療システム 株式会社	百万円 100	% 100.00 (100.00)	在宅医療サービスおよび 遠隔画像診断支援サービス
セコム損害保険株式会社	百万円 16,808	% 97.25 (97.96)	損害保険業
株式会社パスコ	百万円 8,758	% 75.00 (75.00)	測量・計測事業および 地理空間情報システム事業
セコムトラストシステムズ 株式会社	百万円 1,468	% 100.00 (100.00)	情報セキュリティサービス およびソフトウェア開発
株式会社アット東京	百万円 13,378	% 50.88 (50.88)	データセンター事業
株式会社 T M J	百万円 100	% 100.00 (100.00)	コンタクトセンター事業を含む BPO事業
ウェステック・セキュリティ・ グループ Inc.	米ドル 301	% 100.00 (100.00)	米国における持株会社
セコム P L C	千英ポンド 44,126	% 100.00 (100.00)	英国における警備業
タクシャシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt. Ltd.	百万ルピー 7,176	% 60.00 (60.00)	インドにおける病院経営
セコムメディカルシステム (シンガポール) Pte. Ltd.	千シンガポールドル 142,098	% 100.00 (100.00)	シンガポールにおける持株会社

(注)

- 出資比率（議決権比率）は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- 能美防災株式会社、タクシャシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt. Ltd.およびセコムメディカルシステム（シンガポール）Pte. Ltd.に対する出資比率（議決権比率）は当社が間接保有しているものを含みます。

8. 主要な事業内容

セコムグループは、当社、連結子会社148社および持分法適用関連会社17社で構成され、警備請負サービスを中心としたセキュリティサービス事業、総合防災サービスを中心とした防災事業、在宅医療およびシニアレジデンスの運営を柱にしたメディカルサービス事業、損害保険業を中心とした保険事業、測量・計測事業を中心とした地理空間情報サービス事業、情報セキュリティや大規模災害対策、データセンター、BPO業務を中心としたBPO・ICT事業、不動産賃貸および建築設備工事などのその他事業を主な内容とし、事業活動を展開しております。

9. 主要な事業所

- ①当社本社 東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号
- ②当社本部・統轄部 北海道本部（札幌市）、東北本部（仙台市）、西関東本部（さいたま市）、東関東本部（千葉市）、東京本部（東京都港区）、首都常駐統轄本部（東京都渋谷区）、首都圏現送統轄部（東京都渋谷区）、神奈川本部（横浜市）、静岡本部（静岡市）、中部本部（名古屋市）、近畿本部（京都市）、大阪本部（大阪市）、兵庫本部（神戸市）、中国本部（広島市）、四国本部（高松市）、九州本部（福岡市）
- ③国内子会社 セコム上信越株式会社（新潟市）、株式会社アサヒセキュリティ（東京都港区）、能美防災株式会社（東京都千代田区）、ニッタン株式会社（東京都渋谷区）、セコム医療システム株式会社（東京都渋谷区）、セコム損害保険株式会社（東京都千代田区）、株式会社パスコ（東京都目黒区）、セコムトラストシステムズ株式会社（東京都新宿区）、株式会社アット東京（東京都江東区）、株式会社TMJ（東京都新宿区）、株式会社荒井商店（東京都渋谷区）
- ④海外子会社 ウェステック・セキュリティ・グループInc.（米国デラウェア州ドーバー市）、セコムPLC（英国サリー州ケンリー市）、西科姆（中国）有限公司（中国北京市）、タクシャシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt. Ltd.（インドカルナータカ州ベンガルール）、セコムメディカルシステム（シンガポール）Pte. Ltd.（シンガポール）

10. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
65,094名	439名増

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15,991名	317名増	44.5歳	18.0年

(注) 従業員数は、就業人員を記載しております。

11. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	9,381百万円
株式会社三菱UFJ銀行	8,893百万円
株式会社りそな銀行	2,871百万円
株式会社三井住友銀行	2,467百万円

12. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 1,800,000,000株
2. 発行済株式の総数 466,599,796株 (自己株式62,138,647株を含む)
3. 当事業年度末の株主数 41,526名
4. 単元株式数 100株
5. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	85,785 ^{千株}	21.20%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	35,876 ^{千株}	8.87%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	18,577 ^{千株}	4.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口820079272)	13,481 ^{千株}	3.33%
公益財団法人セコム科学技術振興財団	8,050 ^{千株}	1.99%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,920 ^{千株}	1.71%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	5,910 ^{千株}	1.46%
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	4,748 ^{千株}	1.17%
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	4,606 ^{千株}	1.13%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	4,576 ^{千株}	1.13%

(注) 当社は、自己株式 (62,138,647株) を保有しておりますが、上記表から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

6. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	13,101 ^株	6 ^名

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当、 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	吉 田 保 幸	執行役員
専務取締役	布 施 達 朗	執行役員（社長補佐、広報・渉外・マーケティング本部長） セコム医療システム株式会社取締役会長
常務取締役	山 中 善 紀	執行役員（営業本部長、営業第一本部長）
常務取締役	長 尾 誠 也	執行役員（財務本部長）
取 締 役	中 田 貴 士	執行役員（経営企画担当、グループ会社監理担当、リスク管理担当）
取 締 役	稲 葉 誠	執行役員（業務本部長） 株式会社セノン取締役会長
取 締 役	渡 邊 元	渡辺パイプ株式会社代表取締役会長
取 締 役	原 美 里	税理士法人横浜弁天会計社代表税理士 日本酸素ホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	松 崎 耕 介	マフテック株式会社（旧マフテックグループ株式会社）代表取締役社長兼CEO
取 締 役	鈴 木 ゆかり	東京エレクトロン株式会社社外取締役
監 査 役	伊 東 孝 之	常勤
監 査 役	辻 康 弘	常勤
監 査 役	加 藤 秀 樹	
監 査 役	安 田 信	株式会社安田信事務所代表取締役社長
監 査 役	田 中 節 夫	公益財団法人警察育英会代表理事・理事長 公益財団法人警察協会代表理事・会長

(注)

1. 取締役のうち渡邊元、原美里、松崎耕介および鈴木ゆかりの四氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち加藤秀樹、安田信および田中節夫の三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役伊東孝之氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役渡邊元、原美里、松崎耕介および鈴木ゆかりの四氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。
5. 社外監査役安田信氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。
6. 社外監査役田中節夫氏が兼職している二つの財団に、当社は寄付金を納めておりますが、その寄付金額は各10百万円未満であり、また、いずれの財団も公益の増進に著しく寄与する特定公益増進法人として認定されており、両財団および同氏と当社との間で独立性が疑われるおそれや一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。
7. 社外取締役渡邊元、原美里、松崎耕介および鈴木ゆかりの四氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
8. 社外監査役加藤秀樹、安田信および田中節夫の三氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
9. 当事業年度中の取締役の異動
社外取締役廣瀬篁治氏は、2025年6月26日開催の第64回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。

〈ご参考〉

取締役ではない当社執行役員は次のとおりであります。

(2026年5月1日現在)

地 位	氏 名
常 務 執 行 役 員	泉田達也、上田 理、杉本陽一、永井 修
執 行 役 員	桑原靖文、福岡規行、赤木 猛、植松則行、小松 淳、千田岳彦、杉本敏範、滝沢 聡、澤本 泉、久保田顕、内藤昌彦、喜連新治、竹澤 稔、寺井康悦、井踏博明、田中貞朗、目崎祐史、首藤洋一、西川勝利、錦野真二、日根 清、松井浩通、堂野敦司

(注)

1. 常務執行役員福満純幸氏は、2025年6月20日付で退任いたしました。
2. 常務執行役員佐藤真宏氏は、2025年6月26日付で退任いたしました。
3. 西川勝利、錦野真二、日根清および松井浩通の四氏は、2025年6月26日付で執行役員に就任いたしました。
4. 堂野敦司氏は、2025年7月7日付で執行役員に就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、当該保険契約に免責額の定めを設けて当該免責額に至らない損害については補填の対象としないことや、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由に該当する場合には補填の対象としないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は、株主代表訴訟補償特約などの特約分も含め、当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等		非金銭 報酬等	
		固定報酬	ストック オプション	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	347	222	—	57	67	6
監査役 (社外監査役を除く)	52	52	—	—	—	2
社外取締役	51	51	—	—	—	5
社外監査役	34	34	—	—	—	3
合計	484	359	—	57	67	16

(注) 上記の報酬等は、いずれも取締役会があらかじめ定めた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に従ったものであり、それぞれの内容については、「5. 役員の報酬等の額の決定に関する方針」をご参照ください。なお、上記の業績連動報酬等に関し、当事業年度における連結営業利益の目標は150,000百万円で、実績は160,333百万円となりました。

5. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

(1) 取締役の報酬

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

取締役の報酬については、金銭報酬（固定月額報酬および賞与）と株式報酬で構成することとしております。ただし、社外取締役については、固定月額報酬のみを支給することとしております。また、当社は社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という。）がその在任中に死亡した場合には、当該取締役の遺族に対し、株主総会の決議を得た上で、取締役会の決議により定められた役員弔慰金支給規程に従って役員弔慰金を支給することとしております。

これらの報酬のうち、金銭報酬（固定月額報酬および賞与）については、2005年6月29日開催の第44回定時株主総会において、その総額を年額6億円以内（当該定めに係る取締役の員数は11名）とする旨の決議がなされており、かかる株主総会の決議に基づき、指名・報酬委員会が、取締役会の授権を受けて、その上限額の範囲内において各取締役の金銭報酬を決定することとしております。また、対象取締役に支給する株式報酬については、2021年6月25日開催の第60回定時株主総会において、(a) 譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額を、金銭報酬とは別枠で、年額1億円以内とし、譲渡制限付株式として発行または処分がなされる当社普通株式の総数を年20,000株以内（注）（当該定めに係る対象取締役に支給する旨とする旨、(b) 譲渡制限期間を、対象取締役が当社普通株式の発行または処分を受けた日（以下、「付与日」という。）から、当該対象取締役が当社の取締役、執行役員、監査役および使用人（以下、「当社取締役等」という。）のいずれの地位からも退任または退職（死亡による退任または退職を含む。以下、「退任等」という。）をする時点までの期間とする旨、(c) 譲渡制限期間の満了時において、当該対象取締役の当社取締役等からの退任等が任期満了または定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由によるものでない場合には、当社は、当該対象取締役が保有する当該普通株式の全部を当然に無償で取得する旨、(d) 譲渡制限期間の満了時において、当該対象取締役の当社取締役等からの退任等が任期満了または定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由によるものであっても、当該退任等が付与日後最初に到来する当社の定時株主総会の終結時より前である場合には、当社は、当社の取締役会が当該退任等の時期に応じてあらかじめ決定した合理的な基準に従って定められる数の当該普通株式を除き、当該対象取締役が保有する当該普通株式を当然に無償で取得する旨などの決議がなされており、かかる株主総会の決議に基づき、取締役会が、指名・報酬委員会における審議の結果を踏まえた上で、上記(a)の上限額・上限数の範囲内において各対象取締役の株式報酬を決定することとしております。

金銭報酬のうち、各取締役の固定月額報酬の額の決定、および各対象取締役の株式報酬の額（譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の額）の決定にあたっては、各

取締役の職責および在任年数、当社の業績等を総合的に勘案し、決定することとしております。また、各対象取締役の賞与の額の決定にあたっては、当社が重要視する経営目標である連結営業利益、EPS（1株当たり当期純利益）および社員エンゲージメント（社員満足度）を設定し、達成度等を総合的に勘案し、決定することとしております。

各対象取締役に支給する固定月額報酬の額、賞与の額および株式報酬の額の割合は、概ね65：15：20とすることとしております。固定月額報酬については毎月、各事業年度に係る賞与については翌事業年度の7月に、各事業年度に係る株式報酬については上記の譲渡制限期間に服することを条件として当該事業年度の7月に、それぞれ支給することとしております。

当事業年度においても、これらの手続に則り、取締役の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社は、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、取締役の選解任に関する議案の原案を策定のうえ取締役会に提案し、また、取締役の個人別の金銭報酬を決定するとともに、株式報酬を審議のうえ取締役会に答申しております。当事業年度における指名・報酬委員会の構成員は、廣瀬篁治（委員長・社外取締役）、吉田保幸（代表取締役社長）、布施達朗（専務取締役）、渡邊元（社外取締役）、および原美里（社外取締役）の計5名（うち社外取締役3名）でありましたが、廣瀬篁治氏および布施達朗氏は2025年6月26日に委員を退任し、同日付で渡邊元氏が委員長に就任いたしました。

（注）当社は、2024年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、譲渡制限付株式として発行または処分がなされる当社普通株式の総数については、年40,000株以内に調整されております。

(2) 監査役の報酬

監査役の報酬については、金銭報酬のみで構成することとしており、2024年6月25日開催の第63回定時株主総会において、その総額を年額9千万円以内（当該定めに係る監査役の員数は5名）とする旨の決議がなされており、かかる株主総会の決議に基づき、その上限額の範囲内において個々の監査役の職務に応じた報酬額を、監査役の協議により決定することとしております。

なお、監査役の報酬については、業績連動報酬は導入しておりません。

6. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	渡邊 元	12回中12回	—	取締役会では、長年にわたる企業経営で培われた豊富な経験および高い見識に基づく助言・提言を行っているほか、指名・報酬委員会では委員として審議に参画するなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	原 美里	12回中12回	—	取締役会では、会社役員および税理士として培われた豊富な経験や幅広い見識に基づく助言・提言を行っているほか、指名・報酬委員会では委員として審議に参画するなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	松崎耕介	12回中12回	—	取締役会では、国内外の大手事業会社の経営者として培われた豊富な経験と高い見識に基づく助言・提言を行うなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	鈴木ゆかり	12回中12回	—	取締役会では、グローバルに展開する上場企業の取締役として培われた豊富な経験と高い見識に基づく助言・提言を行うなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外監査役	加藤秀樹	12回中11回	12回中11回	国の施策の実施の経験や政策シンクタンクにおいて培った数多くの経験・見識を活かし、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べていただいております。
社外監査役	安田 信	12回中12回	12回中12回	グローバル企業の経営者としての豊富な経験および幅広い見識を活かし、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べていただいております。
社外監査役	田中節夫	12回中12回	12回中12回	行政分野において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験および幅広い見識を活かし、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べていただいております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	221	120	214	63
連結子会社	446	97	437	97
計	668	218	652	160

(注)

1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、監査証明業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ウェステック・セキュリティ・グループInc. についてはWEAVER AND TIDWELL LLP、セコムPLCについてはCooper Parry Group Limited、タクシャシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt. Ltd.についてはBSR & Co. LLP、セコムメディカルシステム (シンガポール) Pte. Ltd.についてはKPMG Services Pte. Ltd.の監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス等に係る業務であります。連結子会社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、監査・保証実務委員会実務指針第86号(受託業務に係る内部統制の保証報告書)に基づく内部統制の整備状況の検証業務等であります。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項に該当すると認められる場合は、速やかに監査役会を開催し、監査役全員の同意があった場合は、会計監査人の解任手続きを取るものといたします。なお、この場合、監査役会は一時会計監査人または代替の会計監査人の選任について決定を行い、代替の会計監査人の選任に関する議案を、決定後最初に招集される株主総会に付議いたします。また、監査役会で選定した監査役が同総会において、当該解任の旨およびその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人の職務執行状況や監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合は、監査役会は、監査役の過半数による決定により、会計監査人の不再任に関する決定を行うとともに、代替の会計監査人の選任について決定を行い、会計監査人の不再任および代替の会計監査人の選任に関する議案を、株主総会に付議いたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(981,653)	流動負債	(405,391)
現金及び預金	394,981	支払手形及び買掛金	48,858
現金護送業務用現金及び預金	142,241	短期借入金	28,742
コールローン	19,000	1年内償還予定の社債	271
受取手形、売掛金及び契約資産	180,925	リース債務	5,147
未収契約料	50,135	未払金	48,773
有価証券	46,333	未払法人税等	32,156
リース債権及びリース投資資産	45,228	未払消費税	13,658
商品及び製品	21,710	未払費用	12,038
販売用不動産	4,276	現金護送業務用預り金	125,386
仕掛品	14,191	前受契約料	39,042
原材料及び貯蔵品	19,568	賞与引当金	22,822
短期貸付金	2,453	役員賞与引当金	89
その他の他	43,232	工事損失引当金	1,561
貸倒引当金	△ 2,623	その他の他	26,844
固定資産	(1,248,473)	固定負債	(325,052)
有形固定資産	(464,449)	社債	2,139
建物及び構築物	189,601	長期借入金	9,648
機械装置及び運搬具	12,080	リース債務	22,555
警報機器及び設備	92,161	長期預り保証金	24,300
工具、器具及び備品	29,963	繰延税金負債	27,800
土地	126,859	役員退職慰労引当金	850
建設仮勘定	13,783	退職給付に係る負債	22,294
無形固定資産	(126,538)	長期前受契約料	16,879
ソフトウェア	24,342	保険契約準備金	192,954
のれん	56,051	その他の他	5,628
その他の他	46,144	負債合計	730,444
投資その他の資産	(657,484)	(純資産の部)	
投資有価証券	480,821	株主資本	(1,201,567)
長期貸付金	19,055	資本	66,427
敷金及び保証金	22,417	資本剰余金	69,628
長期前払費用	23,655	利益剰余金	1,302,182
退職給付に係る資産	84,775	自己株式	△ 236,671
繰延税金資産	20,641	その他の包括利益累計額	(112,992)
その他の他	15,027	その他有価証券評価差額金	65,353
貸倒引当金	△ 8,908	繰延ヘッジ損益	20
		為替換算調整勘定	35,805
		退職給付に係る調整累計額	11,813
		非支配株主持分	(185,122)
		純資産合計	1,499,682
資産合計	2,230,127	負債純資産合計	2,230,127

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		1,256,896
売上原価	858,093	
売上総利益		398,803
販売費及び一般管理費	238,469	
営業利益		160,333
営業外収益		
受取利息	3,931	
受取配当金	1,263	
投資有価証券売却益	264	
持分法による投資利益	9,351	
投資事業組合運用益	8,842	
その他の	3,082	26,735
営業外費用		
支払利息	1,478	
投資有価証券売却損	64	
固定資産売却廃棄損	1,556	
貸倒引当金繰入額	245	
その他の	1,563	4,907
経常利益		182,160
特別利益		
投資有価証券売却益	577	
固定資産売却益	185	
その他の	30	793
特別損失		
減損損失	1,491	
事業構造改善費用	412	
固定資産廃棄損	295	
価格変動準備金繰入額	289	
解体撤去費用	273	
投資有価証券評価損	38	
その他の	75	2,877
税金等調整前当期純利益		180,076
法人税、住民税及び事業税	57,134	
法人税等調整額	△ 5,160	51,974
当期純利益		128,102
非支配株主に帰属する当期純利益		15,440
親会社株主に帰属する当期純利益		112,662

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(252,319)	流動負債	(117,914)
現金及び預金	116,998	買掛金	4,061
現金送金及び預金	33,972	短期借入金	16,293
受取手形	457	リース負債	335
未収契約料	21,197	未払金	18,145
売掛金及び契約資産	12,172	設備関係未払金	5,307
未収入金	5,147	未払法人税等	13,638
商貯蔵品	9,488	未払消費税	4,433
前払費用	2,513	未払費用	1,045
短期貸付金	11,097	現金送金業務用預り金	17,677
その他金	37,097	前受契約料	23,209
	2,227	賞与引当金	7,037
	△ 51	役員賞与引当金	56
固定資産	(807,111)	契約損失引当金	391
有形固定資産	(133,097)	株主優待引当金	285
建物	18,867	その他	5,996
車両運搬具	567	固定負債	(34,131)
警報機器及び設備	84,141	リース負債	3,064
警備器具及び備品	115	長期預り保証金	15,907
器具及び備品	4,052	長期前受契約料	7,532
土地	19,924	繰延税金負債	7,326
建設仮勘定	4,317	退職給付引当金	109
その他	1,112	その他	191
無形固定資産	(25,620)	負債合計	152,045
ソフトウェア	10,069		
その他	15,551	(純資産の部)	
投資その他の資産	(648,392)	株主資本	(887,985)
投資有価証券	76,525	資本金	(66,427)
関係会社株式	468,935	資本剰余金	(89,923)
関係会社出資金	2,071	資本準備金	83,103
長期貸付金	20,597	その他資本剰余金	6,819
敷金及び保証金	7,613	利益剰余金	(968,306)
長期前払費用	17,013	利益準備金	9,028
前払年金費用	47,185	その他利益剰余金	959,278
保険積立金	288	システム開発積立金	800
その他	8,816	別途積立金	2,212
	△ 655	繰越利益剰余金	956,266
		自己株式	(△236,671)
		評価・換算差額等	(19,398)
		その他有価証券評価差額金	(19,398)
資産合計	1,059,430	純資産合計	907,384
		負債純資産合計	1,059,430

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		436,459
売上原価	261,827	
売上総利益		174,632
販売費及び一般管理費	96,152	
営業利益		78,479
営業外収益		
受取利息	1,428	
受取配当金	45,652	
その他	1,814	48,895
営業外費用		
支払利息	158	
固定資産売却廃棄損	1,304	
その他	645	2,108
経常利益		125,267
特別利益		
投資有価証券売却益	77	77
特別損失		
支払補償費	273	
解体撤去費用	232	
貸倒引当金繰入額	165	
投資有価証券評価損	35	
その他	0	706
税引前当期純利益		124,638
法人税、住民税及び事業税	22,647	
法人税等調整額	1,191	23,839
当期純利益		100,798

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

セコム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 蓮 見 貴 史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 井 公 人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 篤 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セコム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

セコム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 蓮 見 貴 史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 井 公 人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 篤 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セコム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

2026年5月20日

セコム株式会社
代表取締役社長 吉田 保 幸 殿

セコム株式会社 監査役会

監査役（常勤） 伊 東 孝 之 ㊟

監査役（常勤） 辻 康 弘 ㊟

社外監査役 加 藤 秀 樹 ㊟

社外監査役 安 田 信 ㊟

社外監査役 田 中 節 夫 ㊟

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当該事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内



- 会場 東京都港区赤坂1丁目8番1号
赤坂インターシティAIR4階
赤坂インターシティコンファレンス the AIR

開催場所が前年と異なります。

ご来場の際は、お間違いのないようご注意ください。



QRコードを読み取っていただくことでGoogle Mapが起動します。

- 最寄り駅 東京メトロ 銀座線 **「溜池山王駅」** 下車
南北線

14番出口より地下通路直結 / 9番出口より徒歩約2分

- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 車椅子でご出席の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご出席の際には、会場スタッフがご案内いたします。

UD
FONT

